

韓国における海洋関連法制 —排他的経済水域（EEZ）をめぐる立法動向を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 国連海洋法条約の批准に伴う国内法整備と最近の 関連法の改正

- 1 排他的経済水域法
- 2 排他的経済水域における外国人漁業等に対する
主権的権利の行使に関する法律

- 3 海洋科学調査法

II 海洋権益の保全—海洋警備法の制定—

- 1 制定の背景及び経緯
- 2 海洋警備法の規定による海洋警備活動

おわりに

翻訳：排他的経済水域法

排他的経済水域における外国人漁業等に対する
主権的権利の行使に関する法律

排他的経済水域における外国人漁業等に対する
主権的権利の行使に関する法律施行令

海洋科学調査法

海洋科学調査法施行令

はじめに

韓国が初めて領海を法律で規定したのは1977年である。当時の趨勢となっていた12海里の領海を制度として導入するため、領海法が制定された⁽¹⁾。その後、1994年の海洋法に関する国際連合条約⁽²⁾（略称は国連海洋法条約。以下「海洋法条約」という。）の発効を契機として、韓国の海洋法制に大きな変化をもたらされた。領海の外側に接続水域（領海基線から24海里以内の領域）を設定するため、領海法が「領海及び接続水域法」に改正された⁽³⁾のをはじめ、海洋法条約で規定された200海里の排他的経済水域（Exclusive Economic Zone：EEZ）に関する国内法の整備が進められた。

韓国は1996年に海洋法条約を批准し、さらに同年、政府組織を再編して海洋水産部（部は省に相当）を新設し、海洋水産部を中心として海洋政策を展開する体制を整えた。2000年には、EEZ及び大陸棚における海洋資源・エネルギー開発計画を盛り込んだ海洋水産発展基本

(1) 「1. 領海・国際海洋法制」『大韓民国法制五十年史』法制処〈<http://www.moleg.go.kr/knowledge/book50yrHistory?book50yrSeq=846&jang=32&jeol=>〉以下、インターネット情報は、2014年2月6日現在である。

(2) 「海洋法に関する国際連合条約」（外務省公定訳 平成8年条約第6号及び外務省告示第309号）〈<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php>〉より

(3) 「영해법중개정법률안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=013346〉以下、韓国の法令、国会に提出された法律案、法律案の検討報告書及び審査報告書等は、韓国国会の「国会情報システム」〈http://www.assembly.go.kr/renew10/info/inf/infosystem_list.jsp〉による。領海及び接続水域法には、領海法として制定された当時から無害通航権（第5条）が規定されており、今日まで内容の実質的な変更を伴う改正は行われていない。外国船舶は韓国の平和・公共秩序又は安全保障を害しない限り、韓国の領海を無害通航することが可能であるが、軍艦及び非商業用政府船舶については、大統領令（同法施行令）で定めるところにより関係当局にあらかじめ通告しなければならない。現在の同法施行令第4条では、通航3日前までに外交部長官に通告しなければならないと規定されている。このような規定が、海洋法条約で規定されている無害通航権を否定するものかどうかについては、学説の対立があるとされる。深町公信「国連海洋法条約に関連する韓国の国内法」『関東学園大学法学紀要』6(2), 1996.12, pp.133-134. なお、領海及び接続水域法の翻訳は、法務大臣官房司法法制調査部職員監修『現行韓国六法』ぎょうせい, 1988.3.に掲載されている。

計画（Ocean Korea 21）を策定し⁽⁴⁾、2003年には自国のEEZ内に含まれる東シナ海上の海中岩礁（韓国名「離於島（イオド）」）に海洋科学基地を建設した。2008年、行政組織の効率化を重視した李明博（イ・ミョンバク）前政権により海洋水産部が一旦廃止されたが、2013年に発足した朴槿恵（パク・クネ）新政権は、「海洋水産部を復活させ、海洋強国の基盤を構築する⁽⁵⁾」との選挙公約どおり、廃止された海洋水産部を復活させた。

韓国は現在、周辺の日中との間に、竹島（韓国名「独島」）をめぐる領土問題、EEZにおける不法操業問題等を抱えている。現在、朴槿恵政権は、海洋資源・エネルギー開発を含む海洋政策の展開に当たり、自国のEEZの管理・取締りを強化する動きを見せている。

本稿では、韓国におけるEEZの保全、保安等に関連する4本の主要な法律（排他的経済水域法⁽⁶⁾、排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律⁽⁷⁾、海洋科学調査法⁽⁸⁾及び海洋警備法⁽⁹⁾）に焦点を当て、その概要を紹介する。また、EEZにおけ

る取締りの強化を図るために実施された近年の法改正も併せて紹介する。末尾には排他的経済水域法、排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律及び同施行令、そして海洋科学調査法及び同施行令の翻訳を付す⁽¹⁰⁾。

I 国連海洋法条約の批准に伴う国内法整備と最近の関連法の改正

1 排他的経済水域法

(1) 位置付け

排他的経済水域法（以下「EEZ法」という。）は、韓国が1996年1月29日に海洋法条約を批准したことを受け、韓国が海洋法条約に規定された200海里のEEZの設定を宣言するため、1996年8月8日に制定された⁽¹¹⁾（施行は同年9月10日）。韓国はEEZに絡む複雑な権利関係を単一の法令で規定することは困難であるとの判断の下に、EEZの管理体制の基本法としてEEZ法を位置付け、それ以外の分野ごとに新しい法律の制定又は既存の法律の改正作業を

(4) 『海洋資源・エネルギーをめぐる科学技術政策：科学技術に関する調査プロジェクト「調査報告書」』（調査資料2012-6）国立国会図書館調査及び立法考査局，2013.3，pp.181-183。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111689_po_20120612.pdf?contentNo=1〉その後、第二次海洋水産発展基本計画（2011～2020年）が策定された。

(5) 「제 18 대 대통령선거 새누리당 정책공약」 p.128。〈http://www.saenuriparty.kr/web/policy/pledge/pledge_main.do〉より

(6) 「배타적 경제수역법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1296&PROM_DT=20110404&PROM_NO=10523〉

(7) 「배타적 경제수역에서의 외국인어업 등에 대한 주권적 권리의 행사에 관한 법률」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0348&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690〉

(8) 「해양과학조사법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0668&PROM_DT=20130813&PROM_NO=12091〉

(9) 「해양경비법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A3448&PROM_DT=20130813&PROM_NO=12090〉

(10) これら3つの法律は、すでに深町公信「翻訳・海洋法に関連する大韓民国の法令」『関東学園大学法学紀要』6(2)，1996.12，pp.210-228において翻訳・紹介されている。本稿における翻訳は、その後の法改正等を反映させるとともに、2つの施行令を加えて新たに訳出したものである。なお、海洋警備法の翻訳については、仲田紘介「韓国『海洋警備法』の成立過程と論点について」『海保大研究報告 法文学系』57巻2号，2013，pp.249-267。〈<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/jcga/metadata/12083>〉を参照。

(11) 「배타적경제수역법안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=013556〉

行った⁽¹²⁾。EEZ法は現在も制定当時の内容がそのまま維持されている⁽¹³⁾。

(2) 概要

EEZ法は、本則5か条及び附則からなる。第1条で、海洋法条約に規定されたEEZを設定することを定め、第2条でその範囲を、領海基線の外側200海里の水域から領海を除いた水域と規定している⁽¹⁴⁾。第3条では、韓国が自国のEEZにおいて有する権利を、①海底の上部水域、海底及びその下にある生物、非生物等の天然資源の探査、開発、保存及び管理を目的とした主権的権利並びに海水、海流及び風を利用したエネルギー生産等の経済的開発及び探査のためのその他の活動に関する主権的権利、②人工島、施設及び構造物の設置・使用、海洋の科学的調査並びに海洋環境の保護及び保全に関して海洋法条約に規定された管轄権、③海洋法条約に規定されたその他の権利と規定している。

EEZの境界については、第2条第2項で、国際法に基づいて関係国との合意によって確定することが定められるとともに、第5条第2項で、関係国との間で別段の合意がないときは、中間線より外側では権利を行使しないことが定められている。なお、韓国のEEZにおいて、第3条の規定による権利を侵害し、又は韓国の法令に違反した疑いがあると認められる者に対しては、第5条第3項において、関係機関

が海洋法条約の規定に基づく追跡権の行使、停船、乗船、臨検、拿捕及び司法手続きを含めた必要な措置を講ずることができると規定されている。

2 排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律

(1) 概要

EEZにおける外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律（以下「EEZ外国人漁業法」という。）は、EEZ関連法のうち、EEZにおける外国人漁業に関する事項を定める法律である。EEZにおける外国人の漁業活動を規制するため、1996年6月18日に政府提出法案として国会に提出された。前述のEEZ法と同様に、同年8月8日に制定された⁽¹⁵⁾。

EEZ外国人漁業法の適用範囲は、韓国のEEZにおいて漁業活動を行っている外国人（外国の法律により設立された法人を含む）であり、この場合には、水産業法及び水産資源管理法が適用されないことが規定されている（第3条）。

外国人がEEZにおいて漁業活動を行うときは、船舶ごとに海洋水産部長官（以下「長官」という。）の許可を受けなければならない（第5条第1項）。また、外国人が試験、研究、教育実習等を目的として水産動植物の捕獲及び採取、漁獲物の保管、貯蔵、加工等を行うときは、船舶ごとに長官の承認を受けなければならない

(12) 前掲注(1)

(13) 2011年4月4日に漢字表記をハングル表記へ変更する等の改正が行われた。「배타적경제수역법 일부개정법률안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_Q1Y0Y0E6Z3B0G1Z6V0X6I5A4N2B5P7〉

(14) EEZ法には大陸棚に関する規定が明示されていない。この点について、「海洋資源に関する我が国の管轄権は排他的経済水域法に明示的に規定されているが、我々の大陸棚資源に対する管轄権を明示的に規定する法律が制定されておらず、対外的にこれを明確にする立法がなされなければならないだろう」との指摘がある。정갑용「해양자원의 효율적 관리를 위한 법령 정비방향」『해양정책연구』21(2), 2006.12, p.113. 〈http://www.kmi.re.kr/Boards.do?command=Detail&bid=yunja301&CONTENT_NU=7084〉現在、国会には大陸棚の管轄権を明示するためのEEZ法一部改正法案が議員立法により発議されている。「배타적 경제수역법 일부개정법률안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_R1N3T1T1O2X9G1R1G3A1L4B0M1T2J0〉

(15) 「배타적경제수역에서의외국인어업관리법안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=013555〉国会提出時の法案の題名は「排他的経済水域における外国人漁業管理法案」であった。

(第8条第1項)。許可又は承認を受けた外国人は、その旨を船舶に表示し、許可証又は承認証を備え付けておくことが義務付けられる(第5条第3項及び第8条第2項)。

長官は違反行為を行った外国人に対し、漁業活動の許可又は水産動植物の捕獲及び採取等の承認を取り消すことができる(第13条)。不法操業が疑われる外国船舶に対しては、検察官又は司法警察官が停船命令を下すことができる(第6条の2⁽¹⁶⁾)。また、不法操業等の違反行為を行った船舶、当該船舶の船長等に対し、停船、乗船、臨検、拿捕等の必要な措置を講ずることができる(第23条第1項)。

(2) 中国漁船による不法操業への対応

近年、韓国を悩ませているのが、中国漁船による不法操業である⁽¹⁷⁾。不法操業が続く中国側の要因として、中国の水産物消費の増加、乱獲等による中国沿岸の漁場の衰退等が指摘されているが⁽¹⁸⁾、それらに加え、「不法操業を行った者が担保金を納付すれば、押収した漁具・漁獲物を返還しなければならないため、不法操業による利益を十分に剥奪することができない⁽¹⁹⁾」という韓国側の問題も指摘されている。このような現状を改め、不法操業を行った外国人に対する罰則を強化するため、2012年5月14日にEEZ外国人漁業法が改正された⁽²⁰⁾。

法改正により、EEZ内で不法操業等を行っ

た外国人に対する罰金の上限が引き上げられるとともに(第17条)、不法操業が疑われる船舶が停船命令に従わなかった場合の当該船舶の所有者又は船長に対する罰金の上限も引き上げられた(第17条の2)。また、違反者の釈放に必要な担保金の算定については、従来の「違反事項の内容その他事情」に加え、違反回数も考慮することが明記された(第23条第5項)。さらに、従来は、担保金又は担保金の支払を保証する書類が納付又は提出された場合は、船舶を含む押収物を返還していたが、法改正により、今後は船舶のみを返還し、その他の押収物(漁具、漁獲物等)は返還しなくてもよいこととされた(第23条第4項)。

3 海洋科学調査法

(1) 外国人等による海洋の科学的調査

1995年1月5日、海洋科学調査法が制定された⁽²¹⁾。海洋科学調査法は、海洋法条約の第13部において海洋の科学的調査(Marine Scientific Research: MSR)に関する事項が規定されたことに伴い、外国人又は国際組織が韓国の管轄海域において海洋の科学的調査を行う際の手続等に関する国内法を整備するために制定されたものである⁽²²⁾。

外国人等(外国人又は国際機関)が韓国の領海、EEZ又は大陸棚で海洋の科学的調査を実施する場合は、長官の許可又は同意を要する(第

(16) 第6条の2は2007年の法改正により新設された。「배타적경제수역에서의외국인어업등에대한주권적권리의행사에관한법률 일부개정법률안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=034799〉

(17) 2011年は534隻の中国漁船が不法操業により韓国当局に拿捕された。『2012 해양경찰백서』해양경찰청, 2012, p.48. 〈http://ebook.keg.go.kr/home/view.php?host=main&site=20121107_111250〉

(18) 同上, p.49.

(19) 「배타적 경제수역에서의 외국인어업 등에 대한 주권적 권리의 행사에 관한 법률 일부개정법률안 (대안)」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_S1A2H0P2A0B9E1A4X3V6J2Z8Y9U2S5〉

(20) 同上

(21) 「해양과학조사법안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=012973〉

(22) 制定時点では、韓国は海洋法条約を批准していなかったが、韓国が後にEEZを宣言した場合のタイムラグの発生を防ぐため、海洋法条約の発効(1994年11月16日)を契機に制定された。「海洋科学調査法案審査報告書」, p.19. 〈http://likms.assembly.go.kr/bms_svc/img_attach2/14/doc_20/140868_20.PDF〉

6条及び第7条)。外国人等が韓国人と共同で海洋の科学的調査を実施するときも、許可又は同意を要する(第8条)。

(2) 外国人等の海洋の科学的調査への規制と海洋法条約との比較

海洋科学調査法の規定により、長官は、外国人等の海洋の科学的調査を①海洋の科学的調査が調査計画書どおりでない場合、②外国人等が海洋科学調査法に定められた義務を履行しない場合、③国防部長官が軍の作戦遂行のために長官に停止を要請した場合に停止させることができる(第12条第1項)。さらに、長官は、①海洋の科学的調査が許可又は同意の範囲を超えている場合、②義務の不履行が是正期間内に是正されない場合、③関係中央行政機関の長が大韓民国の平和・秩序維持及び安全保障を理由に長官に中止を要請した場合に海洋の科学的調査を中止させることができる(第12条第2項)。海洋法条約には、軍の作戦遂行、安全保障等の理由による停止又は中止は規定がなく、このような規定は、海洋法条約第246条第3項において「通常の状態においては、同意を与える」と規定されている意味を変化させる可能性があ

ることが指摘されている²³⁾。

また、海洋科学調査法では、外国人等が許可又は同意を得ずに海洋の科学的調査を実施しているとの疑いが認められる場合は、関係機関の長が停船、臨検、拿捕その他必要な命令又は措置を講ずることができる(第13条第1項)と規定されている。海洋法条約では、不法に行われた海洋の科学的調査に対する沿岸国の権利として、第253条第1項又は第2項において活動の停止又は終了を要求することのみを規定しているため、この点も海洋法条約の規定の射程範囲を超えているとの指摘がある²⁴⁾。なお、第13条第1項の規定は、対象が公船であるか私船であるかを区別していないが、韓国政府は以前、国会において、公船も対象となるとの見解を表明したことがある²⁵⁾。

(3) 最近の改正

2013年8月13日、外国人による海洋の科学的調査の規制強化を主な目的とした「海洋科学調査法一部改正法」が公布された²⁶⁾(同年11月14日施行)。主な改正点は①外国人及び管轄海域の定義の変更、②外国人等の義務の変更、③調査船舶の寄港の許可の3つである²⁷⁾。

23) 深町公信「韓国及び中国の国内法制」『排他的経済水域・大陸棚における海洋調査に関する各国国内法制等対応振りに関する調査』日本国際問題研究所, 1999, p.74.

24) 同上, p.76.

25) 2006年4月20日、外交通商部のユ・ミョンファン第1次官は、竹島周辺海域における日本の海上保安庁の測量船による海洋調査に関連して、国会で「我々の国内法では公・私船に対する区別がなく、我々の主権を侵害する深刻な行為とみなしているため、これは国際法領域よりも国内法で処理する考えを持っている」と述べ、公船に対しても拿捕等が可能であると答弁した。「第259回国会(臨時会)統一外交通商委員会会議録第3号」2006.4.20, p.10. <<http://likms.assembly.go.kr/record/index.html>>より。韓国海洋警察庁が職員に対して公船拿捕は国内法に基づき可能であると教育しているとの指摘もある。野中健一「韓国海洋警備を取り巻く政治力学——大型警備艦30隻体制・海保6000トン級巡視艦対応・公船対策(その2)」『海保大研究報告 法文学系』55巻1号, 2010, p.79. <<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/jcga/metadata/11828>>

26) 「해양과학조사법 일부개정법률안」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_O1H2K1K0L0C9P1R7H2I2U4S8J7B0Y8>

27) 改正内容の詳細は、同上の改正法案、同検討報告書及び同審査報告書を参照。なお、今回の改正に先立ち、2010年に国土海洋部の委託研究(「管轄海域管理の効率化のための海洋科学調査法改正研究」)が韓国海洋研究院(現韓国海洋科学技術院)により実施されている。

①については、外国人の定義に「複数国籍者」⁽²⁸⁾及び「韓国の法律により設立された法人であって、外国に本店若しくは主たる事務所を置く法人又は当該法人の株式若しくは資本金の2分の1以上を外国人が所有している法人」が追加された。また、従来の「管轄海域」には大陸棚が明記されていなかったが、法改正により管轄海域を内水、領海、EEZ及び大陸棚と規定し、大陸棚が管轄海域に含まれることが明記された。

②については、外国人等の義務のうち、以前から海洋法条約違反であると指摘されていた、長官の指定により参加させなければならない韓国人の報酬及び関連費用を負担する旨の規定⁽²⁹⁾が削除された。他方、外国人等の義務として、新たに「海洋の科学的調査の結果から発生する利益に対し、公平な共有を保障すること」⁽³⁰⁾が追加された。

③については、単純な寄港に見せかけた海洋の科学的調査を防ぐため、海洋の科学的調査の許可又は同意を得ていない外国人等の調査船舶の寄港は、許可を要する旨の条項が新設された。

II 海洋権益の保全—海洋警備法の制定—

1 制定の背景及び経緯

韓国の海洋行政は、韓国が海洋法条約を批准した1996年を境に、12海里の領海警備から

200海里のEEZ警備へと大きく変わり、これを契機として海洋警察庁(日本の海上保安庁に相当する海上警察機関。1996年に警察庁から海洋水産部に移管)の警備能力増強が図られてきた⁽³¹⁾。他方、海上警察活動を支える法的根拠は、陸上での警察活動を前提とした警察官職務執行法をはじめとする複数の法律に分散しており、陸上とは性格を異にする海上警察活動の特性を考慮した独自の根拠法がなかったため、海洋警察の活動範囲、船舶に対する臨検等の警察権の発動要件等が不明確である等の問題が生じていた。

海上警察活動に独自の法的根拠を与えるため、政府は2010年11月23日、「海洋警備法案」⁽³²⁾を国会に提出した。国会提出前の政府内の法案検討段階では、海洋警備法の性格を、海上警察活動の基本法とするかどうかとも議論されたが、最終的には基本法としてではなく、海上警察活動に関する通則を規定することとなった⁽³³⁾。同法案は国会審議を経て2012年2月22日に公布された。今後、海洋警察庁は、海洋警備法を中国漁船の不法操業に対する強力かつ効果的な取締りに活用する意向である⁽³⁴⁾。

2 海洋警備法の規定による海洋警備活動

(1) 適用範囲及び活動範囲

海洋警備法の適用範囲は、①警備水域にある

(28) 2010年5月に国籍法が改正され、複数国籍(二重国籍)が限定的に認められるようになった。「국적법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1295&PROM_DT=20100504&PROM_NO=10275〉

(29) 三好正弘「海域利用と日本排他的経済水域における調査活動」栗林忠男・杉原高嶺『日本における海洋法の主要課題』(現代海洋法の潮流 第3巻)有信堂高文社, 2010, p.182.

(30) 同規定は、具体的には海洋における遺伝資源(生物由来の遺伝素材)を想定した規定であると考えられる。「관할 해역 관리 효율화를 위한 해양과학조사법 개정 연구」pp.48-53. 〈http://www.prism.go.kr/homepage/researchCommon/retrieveResearchDetailPopup.do?research_id=1611000-201000097〉

(31) 野中健一「韓国における海洋権益警備手段の構築」『法学研究』83巻12号, 2010.12, p.522.

(32) 「해양경비법안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_Z1H0J1Q1N2H3T1K1E1R2C3D8X5Z2A6〉

(33) 「『해양경비법』에 대한 심의경과 보고서」『법제』2010.10, pp.105-106. 〈<http://www.moleg.go.kr/knowledge/monthlyPublication?searchCondition=ALL&searchKeyword=EEZ&mpbLegPstSeq=132126>〉

(34) 「해양경비법 제정 공포」〈<http://kcg.go.kr/main/user/cms/content.jsp?action=view&bbsUID=52353&menuSeq=43>〉この中で海洋警察庁は、海洋警備法を警察官職務執行法の特別法の形で制定したと述べている。

船舶等又は海洋施設、②警備水域を除く水域にある大韓民国の船舶である。この適用範囲では、不法行為を行った外国船舶が警備水域の外に逃亡した場合の扱いが問題となるが、法案作成段階における政府内の検討では、追跡及び拿捕について規定した同法第13条において、海洋法条約第111条の規定に基づいて外国船舶に対する追跡権を行使することを規定しているため、問題なしとされた⁽³⁵⁾。

また、海洋警備活動の範囲は、①海洋関連犯罪に対する予防、②海洋汚染防除及び海洋資源保護に関する措置、③海上警護、対テロ作戦及び対スパイ作戦、④海洋施設の保護に関する措置、⑤海上航行保護に関する措置、⑥その他警備水域における海洋警備のための公共の安寧及び秩序の維持と定義された(第7条)。

(2) 臨検、追跡、拿捕及び海上航行保護措置

海洋警察官が、違反行為が発生しようとしている船舶等に対し、臨検を行うことができること(第12条)及び臨検を拒否して逃走しようとしている船舶等に対し、追跡・拿捕することができる規定が明記された(第13条)。また、他の船舶の航行等に支障を与える行為を行っている船舶等の船長に対し、海洋警察官が警告、移動命令、解散命令等の海上航行保護措置を行うことができる規定が明記された(第14条)。なお、2013年8月13日の法改正により、海上航行保護措置に避難命令が追加されるとともに、やむを得ない場合は海洋警察官が船舶等を安全

な場所に移動させ、又は当該船舶等の船長、乗組員若しくは乗客を下船させ安全な場所に避難させる措置も可能となった⁽³⁶⁾。

(3) 武器の使用及び海洋警察装備の使用

海洋警察官が、①船舶等の拿捕及び犯人逮捕、②船舶等及び犯人の逃走の防止、③本人又は他人の生命に対する危害の防止、④公務執行に対する抵抗の抑制のために武器を使用することができることが規定された(第17条)。使用基準は警察官職務執行法第10条の4の規定による⁽³⁷⁾。また、警察官職務執行法の規定による警察装備⁽³⁸⁾以外に、海洋警察官が船舶等に対する臨検、追跡、拿捕及び海上航行保護措置に際し必要な警察装備を使用することができることも規定された(第18条)。

おわりに

朴槿恵大統領は、2013年9月24日に開催された第60回「海洋警察の日」記念式典において、「3面が海に囲まれている我が大韓民国が海を通じて国家繁栄の道を開いていくためには、海洋主権の確立が重要である。大韓民国のすべての島嶼、大陸棚そして排他的経済水域(EEZ)において、我々の主権を損ねるいかなる挑戦も決して容認しない⁽³⁹⁾」と述べた。

朴槿恵政権下で復活を遂げた海洋水産部は2013年4月19日、大統領府において行われた業務報告において、海洋領土の体系的な管理の

(35) 前掲注(33), pp.111-112.

(36) 「해양경비법 일부개정법률안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_S1R3R0A1Q1T0C1W5V5A5T2G1D8W1N7〉

(37) 警察官職務執行法第10条の4の規定については、仲田 前掲注(10), p.247 を参照。

(38) 同上, p.248.

(39) 「제 60 주년 해양경찰의 날 기념식 대통령 축사」〈http://www.president.go.kr/news/newsList.php?&cur_page_no=11&mode=view&uno=163&article_no=158&&cur_page_no=11〉

ため、「海洋領土管理法（仮称）」の制定を進めていくことを朴槿恵大統領に報告した⁽⁴⁰⁾。海洋水産部が同年 12 月 30 日に公告した「国家管轄海域管理に関する法律」の立法予告案⁽⁴¹⁾によると、①国務総理を委員長、海洋水産部長官を副委員長とする「管轄海域管理委員会」の設置、②管轄海域の体系的な管理等のための基本計画の策定、③管轄海域に対する調査義務、④特別

管理水域の指定、⑤管轄海域情報管理センターの設置等に関する規定が盛り込まれる予定である。

同法が、現在日本において制定に向けた準備が進められている EEZ の開発及び利用の促進のための法律（いわゆる EEZ 包括法⁽⁴²⁾）と競合する可能性も指摘されている⁽⁴³⁾。

（ふじわら なつと）

(40) 「[업무보고] 바다를 통해 국민의 꿈과 행복을 실현하겠습니다」〈http://www.mof.go.kr/cop/bbs/selectBoardList.do?bbsId=BBSMSTR_00000000011〉より。なお、報道によると、「海洋領土管理法」は最終的には「国家管轄海域管理法」のような題名に変更される予定である。「윤진숙 장관 “유인화” …中 반발에 한발 물러서」『중앙 SUNDAY』2013.7.21. 〈<http://sunday.joins.com/article/view.asp?aid=30886>〉

(41) 「국가 관할해역 관리에 관한 법률 제정 (안) 입법예고」〈http://www.mof.go.kr/cop/bbs/selectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_00000000061&nttId=1897〉

(42) 山本一太内閣府特命担当大臣は、2013 年 11 月 15 日の記者会見において、「来年の通常国会への EEZ 包括法案の提出を目指していきたい」と述べている。「山本内閣府特命担当大臣記者会見要旨 平成 25 年 11 月 15 日」〈http://www.cao.go.jp/minister/1212_i_yamamoto/kaiken/2013/1115kaiken.html〉

(43) 「바다영토 전쟁 ··· 한국 해상관할법 vs 일본 EEZ 법」『중앙일보』2013.9.11. 〈http://article.joins.com/news/article/article.asp?total_id=12578654&cloc=olink|article|default〉

排他的經濟水域法

배타적 경제수역법

(一部改正 2011.4.4 法律第 10523 号 施行日 2011.4.4)

菊池 勇次記

(本稿は、海外立法情報課が翻訳を依頼したものである。)

第 1 条 (排他的經濟水域の設定)

大韓民国は、この法律⁽¹⁾の定めるところにより「海洋法に関する国際連合条約」(以下「条約」という。)に規定された排他的經濟水域を設定する。

第 2 条 (排他的經濟水域の範囲)

- ① 大韓民国の排他的經濟水域は、条約の規定により「領海及び接続水域法」第 2 条の規定による基線⁽²⁾から、その外側 200 海里の線までに至る水域のうち、大韓民国の領海を除く水域とする。
- ② 大韓民国と向かい合っているか又は隣接している国 (以下「関係国」という。)との排他的經濟水域の境界は、第 1 項の規定にかかわらず、国際法に基づいて関係国との合意により確定する。

第 3 条 (排他的經濟水域における権利)

大韓民国は、排他的經濟水域において、次の各号に掲げる権利を有する。

- 1 海底の上部水域、海底及びその下にある生物又は非生物等の天然資源の探査、開発、保存及び管理を目的とする主権的権利並び

に海水、海流及び風を利用したエネルギー生産等の経済的開発及び探査のためのその他の活動に関する主権的権利

- 2 次に掲げる事項に関して条約に規定された管轄権

イ 人工島、施設及び構築物の設置及び使用

ロ 海洋の科学的調査

ハ 海洋環境の保護及び保全

- 3 条約に規定するその他の権利

第 4 条 (外国又は外国人の権利及び義務)

- ① 外国又は外国人は、条約の関連する規定に定めるところにより、大韓民国の排他的經濟水域における航行及び上空飛行の自由並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由並びにこれらの自由と関連して国際的に適法なその他の海洋の利用に関する自由を享受する。

- ② 外国又は外国人は、大韓民国の排他的經濟水域における権利を行使し、義務を履行するときには、大韓民国の権利及び義務を適切に考慮し、大韓民国の法令を遵守しなければならない。

(1) 「배타적 경제수역법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1296&PROM_DT=20110404&PROM_NO=10523〉以下、インターネット情報は 2013 年 2 月 6 日現在である。

(2) 「領海及び接続水域法」第 2 条の規定によれば、基線とは、領海の幅を測定するためのものであり、通常の基線は、大韓民国が公式に認定した大縮尺海図に表示された海岸の低潮線であり、地理的な特殊事情がある場合には、大統領令で定める起点を結ぶ直線を基線とすることができる。「영해 및 접속수역법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1297&PROM_DT=20110404&PROM_NO=10524〉なお、「領海及び接続水域に関する条約」第 3 条及び第 4 条を参照。「領海及び接続水域に関する条約」(外務省公定訳 昭和 43 年条約第 11 号)〈<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php>〉より

第5条（大韓民国の権利行使等）

- ① 外国との協定に異なる定めがある場合を除き、大韓民国の排他的経済水域では、第3条の規定による権利を行使し、又は保護するために大韓民国の法令を適用する。第3条第2号イに掲げる人工島、施設及び構築物における法律関係についてもまた同様とする。
- ② 第3条の規定による大韓民国の排他的経済水域における権利は、大韓民国と関係国との間に別段の合意がない限り、大韓民国と関係国の中間線外側の水域においては行使しない。この場合において、「中間線」とは、そ

の線上の各点から大韓民国の基線上の最も近い点までの直線距離と関係国の基線上の最も近い点までの直線距離とが等しくなる線をいう。

- ③ 大韓民国の排他的経済水域において、第3条の規定による権利を侵害し、又はその排他的経済水域に適用される大韓民国の法令に違反した疑いがあると認められる者に対し、関係機関は、条約第111条の規定による追跡権の行使、停船、乗船、臨検、拿捕及び司法手続を含む必要な措置をとることができる。

（きくち ゆうじ）

排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律

배타적 경제수역에서의 외국인어업 등에 대한 주권적 권리의 행사에 관한 법률
(他法改正 2013.3.23 法律第 11690 号 施行日 2013.3.23)

菊池 勇次郎

(本稿は、海外立法情報課が翻訳を依頼したものである。)

第 1 条 (目的)

この法律⁽¹⁾は、「海洋法に関する国際連合条約」の関係規定により、大韓民国の排他的経済水域において行われる外国人の漁業活動に関する我が国の主権的権利の行使等に必要事項を規定することにより、海洋生物資源の適正な保存、管理及び利用に貢献することを目的とする。

第 2 条 (定義)

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「排他的経済水域」とは、「排他的経済水域法」の規定により設定された水域をいう。
- 2 「外国人」とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
 - イ 大韓民国の国籍を有しない者。
 - ロ 外国法に基づいて設立された法人（大韓民国の法律に基づいて設立された法人であって外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人又はその株式若しくは資本金の 2 分の 1 以上を外国人が所有している法人を含む）。
- 3 「漁業」とは、水産動植物を捕獲し、採取

し、又は養殖する事業をいう。

- 4 「漁業活動」とは、漁業又は漁業に関連する探索、集魚、漁獲物の保管、貯蔵及び加工、漁獲物又はその製品の運搬、船舶に必要な物資の補給その他海洋水産部令で定める漁業に関連する行為をいう。

第 3 条 (適用範囲等)

- ① 外国人が排他的経済水域において漁業活動を行う場合については、「水産業法」⁽²⁾及び「水産資源管理法」⁽³⁾の規定にかかわらず、この法律を適用する。
- ② この法律で規定する事項に関し、外国との協定に異なる定めがあるときには、その協定で定めるところによる。
- ③ 排他的経済水域において行われる外国人の漁業活動に関しては、「排他的経済水域法」第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、大統領令⁽⁴⁾で定める法令の規定は、適用しない。

第 4 条 (特定禁止区域における漁業活動の禁止)

外国人は、排他的経済水域のうち漁業資源の保護又は漁業調整のため大統領令で定める区域（以下「特定禁止区域」という。）⁽⁵⁾にお

(1) 「배타적 경제수역에서의 외국인어업 등에 대한 주권적 권리의 행사에 관한 법률」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0348&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690〉以下、インターネット情報は 2014 年 2 月 6 日現在である。

(2) 「수산업법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1333&PROM_DT=20130813&PROM_NO=12084〉

(3) 「수산자원관리법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2182&PROM_DT=20130813&PROM_NO=12086〉

(4) 「배타적 경제수역에서의 외국인어업 등에 대한 주권적 권리의 행사에 관한 법률 시행령」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=B1506&PROM_DT=20130323&PROM_NO=24455〉以下「施行令」という。

(5) 施行令別表参照。

いて漁業活動を行ってはならない。

第5条（漁業の許可等）

- ① 外国人は、特定禁止区域を除く排他的経済水域において漁業活動を行おうとする場合には、船舶ごとに、海洋水産部長官の許可を受けなければならない。
- ② 海洋水産部長官は、前項の許可をしたときは、その外国人に許可証を発給しなければならない。
- ③ 第1項の許可を受けた外国人は、許可を受けた船舶に許可事項を見やすいように表示しなければならない。第2項の許可証を備え付けておかなければならない。
- ④ 第1項から第3項までの規定による許可事項は、大統領令で定め⁽⁶⁾、許可の手續、許可証の発給、表示方法及びその他必要な事項は、海洋水産部令で定める。

第6条（許可の基準）

- ① 海洋水産部長官は、第5条第1項の許可の申請があった場合において、次の各号に掲げる基準に全て適合する場合にのみ、許可することができる。
 - 1 許可の申請があった漁業活動が、国際協約、国家間の合意又はその他これに準ずるものの履行に支障を与えないと認められるもの
 - 2 許可の申請があった漁業活動によって海洋水産部令で定めるところにより海洋水産部長官の定める漁獲量の限度を超えないと認められるもの
 - 3 許容可能な漁業及び船舶の規模の基準等、海洋水産部令で定める基準に適合すると認

められるもの

- ② 第1項第2号の規定による漁獲量の限度を定めるときには、水産資源の動向、大韓民国漁業者の漁獲の実態、外国人による漁業の状況及び外国周辺水域における大韓民国漁業者の漁業の状況等を総合的に考慮しなければならない。[水産資源管理法]第36条⁽⁷⁾の規定により設定された総許容漁獲量を基礎としなければならない。

第6条の2（違法漁業活動の疑いがある船舶に対する停船命令）

検事又は大統領令で定める司法警察官（以下「司法警察官」という。）⁽⁸⁾は、排他的経済水域において次の各号のいずれかに該当する違法漁業活動の疑いがある外国船舶に停船命令を行うことができる。この場合には、当該船舶は、命令に従わなければならない。

- 1 この法律及びこの法律の規定による命令、制限又は条件に違反した疑いがあると認められる場合
- 2 大韓民国と漁業に関する協定を締結した国の船舶がその協定、その協定による命令、制限、又は条件に違反した疑いがあると認められる場合

第7条（入漁料）

- ① 第5条第2項の規定により許可証の交付を受けた外国人は、大韓民国政府に入漁料を納付しなければならない。
- ② 第1項の規定による入漁料は、特別の事由がある場合には、減額し、又は免除することができる。
- ③ 前2項に定める入漁料の金額、納付期限及

(6) 施行令第3条参照。

(7) 「水産資源管理法」第36条第1項では、「海洋水産部長官は、水産資源の回復及び保存のために特に必要と認められる場合には、対象魚種及び海域を定めて総許容漁獲量を定めることができる」と規定している。

(8) 施行令第3条の2参照。

び方法、減額及び免除の基準その他入漁料に関し必要な事項は、大統領令で定める⁽⁹⁾。

第8条（試験研究等のための水産動植物の捕獲及び採取等の承認）

- ① 排他的経済水域において、試験、研究及び教育実習その他の海洋水産部令で定める目的のために次の各号に掲げるいずれかの行為を行おうとする外国人は、船舶ごとに、海洋水産部令で定めるところにより、海洋水産部長官の承認を受けなければならない。
 - 1 水産動植物の捕獲及び採取
 - 2 漁業に関連する探索及び集魚
 - 3 漁獲物の保管、貯蔵及び加工
 - 4 漁獲物又はその製品の運搬
- ② 前項の承認をする場合、承認証の発給、備付け及び承認事項の表示に関しては、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「許可」とあるのは「承認」と、「許可証」とあるのは「承認証」と、「許可事項」とあるのは「承認事項」と読み替えるものとする。
- ③ 前2項に定める承認手続き、承認証の発給、承認事項、表示方法及びその他必要な事項は、海洋水産部令で定める。

第9条（手数料）

- ① 外国人は、第8条第1項の承認の申請をするときには、海洋水産部令で定めるところにより、大韓民国政府に手数料を納付しなければならない。
- ② 前項の手数料は、特別な事由がある場合には、減額し、又は免除することができる。
- ③ 前2項に定める手数料の金額、減額及び免除の基準に関し必要な事項は、海洋水産部令

で定める。

第10条（許可等の制限又は条件）

海洋水産部長官は、第5条第1項の許可又は第8条第1項の承認には、制限又は条件を付し、及びこれを変更することができる。

第11条（漁獲物等を転載する行為等の禁止）

外国人又は外国漁船の船長は、排他的経済水域において漁獲物又はその製品を他の船舶に転載し、又は他の船舶から積み込んではならない。ただし、海洋事故の発生等海洋水産部令で定める場合には、この限りでない。

第12条（漁獲物等の直接陸揚げ禁止）

外国人又は外国漁船の船長は、排他的経済水域において漁獲した漁獲物又はその製品を大韓民国の港に直接陸揚げしてはならない。ただし、海洋事故の発生等海洋水産部令で定める場合には、この限りでない。

第13条（許可及び承認の取消し等）

海洋水産部長官は、第5条第1項の許可又は第8条第1項の承認を受けた外国人がこの法律又はこの法律の規定による命令、制限若しくは条件に違反したときは、1年の範囲内で排他的経済水域における漁業活動又は試験及び研究等のための水産動植物の捕獲及び採取等（以下「漁業活動等」という。）の停止を命じ、又は第5条第1項の許可又は第8条第1項の承認を取り消すことができる。

第14条（大陸棚の定着性種族に係る漁業活動への準用）

- ① 大韓民国の大陸棚であって排他的経済水域

(9) 施行令第4条参照。

の外側の水域における定着性種族（「海洋法に関する国際連合条約」第77条第4項⁽¹⁰⁾に規定する定着性の種族に属する生物をいう。）に係る漁業活動等に関しては、第3条から第13条までの規定を準用する。

- ② 前項の定着性種族は、海洋水産部長官が告示する。

第15条（溯河性資源の保護及び管理）

大韓民国は、大韓民国の内水面において産卵する溯河性資源の保護及び管理のため、排他的経済水域の外側の水域において「海洋法に関する国際連合条約」第66条第1項⁽¹¹⁾の規定により溯河性資源に対する優先的利益及び責任を有する。

第16条（権限の委任）

海洋水産部長官は、この法律の規定による権限の一部を大統領令で定めるところにより、特別市長、広域市長、道知事又は特別自治道知事に委任することができる。

第17条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、2億ウォン以下の罰金に処する。

- 1 第4条又は第5条第1項の規定に違反して、漁業活動をした者
- 2 第10条の規定により第5条第1項の許可に付された制限又は条件（第10条の規定により変更された制限又は条件を含む。）に違反した者
- 3 第11条の規定に違反して、漁獲物又はその製品を他の船舶に転載し、又は他の船舶

から積み込んだ者

- 4 第13条の規定による漁業活動の停止命令に違反した者
- 5 第14条第1項において準用する第4条、第5条第1項、第10条又は第13条の規定に違反して、漁業活動をした者

第17条の2（罰則）

第6条の2の規定に違反して、停船命令に従わなかった船舶の所有者又は船長は、1億ウォン以下の罰金に処する。

第18条（罰則）

第12条の規定に違反して、漁獲物又はその製品を港に直接陸揚げした者は、3000万ウォン以下の罰金に処する。

第19条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、500万ウォン以下の罰金に処する。

- 1 第8条第1項（第14条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けずに試験及び研究等のための水産動植物の捕獲及び採取等の行為をした者
- 2 第10条の規定により第8条第1項の承認に付された制限又は条件（第10条の規定により変更された制限又は条件を含む。）に違反した者（第14条第1項において準用する制限若しくは条件又は変更された制限又は条件に違反した者を含む。）
- 3 第13条（第14条第1項において準用する場合を含む。）の規定による試験及び研究等のための水産動植物の捕獲及び採取等

(10) 「海洋法に関する国際連合条約」第77条第4項では、定着性の種族について、「採捕に適した段階において海底若しくはその下で静止しており、又は絶えず海底若しくはその下に接触していなければ動くことのできない生物」と規定している。「United Nations Convention on the Law of the Sea」〈http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf〉

(11) 「海洋法に関する国際連合条約」第66条第1項では、「溯河性資源の発生する河川の所在する国は、当該溯河性資源について第一義的利益及び責任を有する」と規定している。

の停止命令に違反した者

第20条（罰則）

第5条第3項の規定に違反して、許可事項を表示せず、又は許可証を備え付けておかなかった者（第8条第2項又は第14条第1項において準用する場合を含む。）は、200万ウォン以下の罰金に処する。

第21条（没収又は追徴）

第17条、第18条又は第19条の罪を犯した者が所有し、又は所持する漁獲物及びその製品、船舶又は漁具その他漁業活動等に使用した物は、没収することができる。ただし、これらの物の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第22条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第17条、第17条の2又は第18条から第20条までのいずれかに該当する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第23条（違反船舶等に対する司法手続）

- ① 検察官又は司法警察官は、この法律又はこの法律の規定による命令又は制限若しくは条件に違反した船舶又は当該船舶の船長その他違反者に対し、停船、乗船、臨検、拿捕等の必要な措置をとることができる。
- ② 司法警察官は、第1項の措置をとるときは、その結果を検察官に報告し、事情が急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合を除いては、検察官の指揮を受けて第1項の措置をとらなければならない。

③ 検察官は、第1項の措置をとり、又は第2項の規定による報告を受けたときは、船長その他違反者に対し、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を告知しなければならない。ただし、大統領令で定める外国人が行う漁業活動等については、この限りでない。

1 担保金又は担保金の提供を保証する書面が法務部令で定めるところにより検察官に提供されたときは、船長その他違反者を釈放し、船舶は返還されること。

2 担保金の額

④ 検察官は、第3項の規定により告知した担保金又はその提供を保証する書面が提供されたときは、遅滞なく、船長その他違反者を釈放し、及び船舶を返還しなければならない。

⑤ 第3項第2号の担保金の額は、大統領令で定める基準に従って、検察官が違反事項の内容及び違反回数その他の事情を考慮して決定するものとする。

第24条（担保金の保管、国庫帰属及び返還等）

① 担保金は、法務部令で定めるところにより、検察官が保管する。

② 担保金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、大統領令で定めるところにより、指定日の翌日から起算して1月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、国庫帰属日の前日までに、船長その他違反者が指定日の翌日から起算して3月を経過する日以前の特定の日に出頭し又は押収物を提出する旨を申出たときは、この限りでない。

1 船長その他違反者が、検察官又は裁判所から出頭を求められても、その指定日及び指定場所に出頭しなかったとき

2 船長その他違反者が検察官又は裁判所から返還された押収物の提出を求められても、その指定日及び指定場所に提出しなかったとき

- ③ 前項ただし書の規定により国庫に帰属しなかった担保金は、船長その他違反者が当該申出に係る特定の日に出頭せず、又は当該押収物を提出しなかったときは、その日の翌日に、国庫に帰属する。
- ④ 検察官は、前2項の規定による国庫への帰属事由により当該担保金が国庫に帰属する前に、裁判所が言い渡した罰金が納付された場合等、担保金保管を必要としない事由として法務部令で定める事由が生じたときは、法務部令で定めるところにより担保金を返還しな

ければならない。

第25条（違反船舶に対する司法手続等の施行に関する詳細事項）

第23条の規定による違反船舶等に対する司法手続並びに第24条の規定による担保金の保管、国庫への帰属及び返還等の施行に必要な手続その他詳細な事項は、関係中央行政機関の長が定めることができる。

第26条 削除

(きくち ゆうじ)

排他的經濟水域における外国人漁業等に対する主權的權利の行使に関する法律 施行令

배타적 경제수역에서의 외국인어업 등에 대한 주권적 권리의 행사에 관한 법률 시행령
(他法改正 2013.3.23 大統領令第 24455 号 施行日 2013.3.23)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人訳
菊池 勇次訳

【目次】

- 第1条 目的
- 第2条 特定禁止区域
- 第3条 漁業等の許可事項
- 第3条の2 司法警察官
- 第4条 入漁料
- 第5条 入漁料の減額、免除等
- 第6条 許可・承認の取消し要求等
- 第7条 削除
- 第8条 違反船舶等の拿捕・抑留の通報
- 第9条 担保金の金額に関する基準
- 第10条 担保金の国庫帰属
- 附則 (略)
- 別表

排他的經濟水域における外国人漁業等に対する主權的權利の行使に関する法律（以下「法」という。）第4条の規定による特定禁止区域は、別表に掲げるところによる。

第3条（漁業等の許可事項）

- ① 法第5条の規定により、排他的經濟水域において漁業活動を行おうとする外国人が海洋水産部長官から許可を得なければならない事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 1 漁業の種類
 - 2 漁船の規模
 - 3 付属船の隻数
 - 4 捕獲対象水産動植物の種類及び予想漁獲高
- ② 前項の規定による漁業の種類、漁業の種類に基づく漁船の規模、付属船の隻数等は、海洋水産部令⁽²⁾で定める。

第1条（目的）

この施行令⁽¹⁾は、排他的經濟水域における外国人漁業等に対する主權的權利の行使に関する法律において委任された事項およびその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第3条の2（司法警察官）

- 法第6条の2各号以外の部分の前段における「大統領令で定める司法警察官」とは、次の各号に掲げる者をいう。
- 1 刑事訴訟法⁽³⁾第196条第1項の規定による司法警察官

第2条（特定禁止区域）

(1) 「배타적 경제수역에서의 외국인어업 등에 대한 주권적 권리의 행사에 관한 법률 시행령」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=B1506&PROM_DT=20130323&PROM_NO=24455〉以下、インターネット情報は、2014年2月6日現在である。
(2) 「배타적 경제수역에서의 외국인어업 등에 대한 주권적 권리의 행사에 관한 법률 시행규칙」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=D1104&PROM_DT=20130324&PROM_NO=00001〉
(3) 「형사소송법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1460&PROM_DT=20130405&PROM_NO=11731〉

- 2 司法警察官吏の職務を遂行する者及びその職務範囲に関する法律⁽⁴⁾第5条第18号の規定による漁業監督公務員のうち、7級以上の公務員

第4条（入漁料）

- ① 法第7条の規定による入漁料は、基本入漁料と予想漁獲量に基づく入漁料に区分する。
- ② 前項の規定による基本入漁料は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 1 総トン数30トン以下の漁船（付属船は除く。以下この条において同じ。）：3万ウォン
 - 2 総トン数30トンを超過する漁船：3万ウォンに総トン数30トンを超過する1トン当たり1千万ウォンずつ加えた金額
- ③ 第1項の規定による予想漁獲量に基づく入漁料は、予想漁獲量1トン単位で算定するが、水産業法⁽⁵⁾第88条の規定による中央水産調整委員会への諮問を経て海洋水産部長官が定める。
- ④ 外国人（外国政府が当該国の国民に代わり一括して法第5条の規定により漁業許可を申請したときは、当該外国政府をいう。）は、第1項の規定による入漁料を海洋水産部長官が指定した期間内に大韓民国通貨で銀行法⁽⁶⁾第2条第1項第2号の規定による銀行に支払わなければならない。
- ⑤ 入漁料の徴収手続は、海洋水産部令で定める。

第5条（入漁料の減額、免除等）

海洋水産部長官は、入漁料の減額、免除及び納付方法に関し、大韓民国と外国の間に合意がなされたときは、第4条第1項から第3

項の規定にもかかわらず、入漁料を減額若しくは免除し、又はその納付方法を別に定めることができる。

第6条（許可・承認の取消し要求等）

- ① 検察官又は第3条の2第1項の規定による司法警察官が所属する警察官署の長は、法第5条第1項の規定により許可を受け、又は法第8条第1項の規定による承認を受けた外国人が、法又は法の規定による命令、制限若しくは条件に違反したときは、海洋水産部長官に、当該許可又は承認の取消し、漁業活動又は試験、研究等のための水産動植物の捕獲、採取等の停止命令等（以下この条において「行政処分」という。）を要求することができる。
- ② 検察官又は前項の規定による警察官署の長は、海洋水産部長官に行政処分を要求するときは、被疑者尋問調書写本、陳述調書写本、違反事実確認書写本等、違反事実を証明することができる書類及び資料を提出しなければならない。

第7条 削除

第8条（違反船舶等の拿捕・抑留の通報）

- ① 検察官は、法第23条第1項の規定により法又は法の規定による命令、制限若しくは条件に違反した船舶（以下この条において「違反船舶」という。）又は当該船舶の船長その他違反者を拿捕し、又は抑留したときは、当該違反船舶の船籍国及び海洋水産部長官に、次の各号に掲げる事項を遅滞なく通報しなければならない。

(4) 「사법경찰관리의 직무를 수행할 자와 그 직무범위에 관한 법률」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1459&PROM_DT=20130730&PROM_NO=11980〉

(5) 「수산업법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1333&PROM_DT=20130813&PROM_NO=12084〉

(6) 「은행법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1369&PROM_DT=20130813&PROM_NO=12101〉

- 1 違反船舶の名称及び総トン数
 - 2 違反船舶所有者の氏名及び住所
 - 3 船長の氏名及び住所
 - 4 乗務員の数
 - 5 違反船舶又は当該船舶の船長その他違反者に対する措置事項
- ② 検察官は、違反船舶の船長その他違反者が罰金刑の宣告を受け、その刑が確定されたときは、その判決に関する事項を、当該違反船舶の船籍国に遅滞なく通報しなければならない。

第9条 (担保金の金額に関する基準)

法第23条第5項の規定による担保金の金額は、違反行為の種類、違反行為に対して規定された罰金刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定める。

第10条 (担保金の国庫帰属)

- ① 検察官は、法第24条第2項又は第3項の規定により国庫に帰属しなければならない担保金があるときは、毎四半期が終わる月の翌月5日までに、所属地方検察庁検事長又は支庁長が指定する歳入歳出外現金出納公務員に、次の各号に掲げる事項を通報しなければならない。
- 1 担保金の納入年月日
 - 2 担保金の金額
 - 3 担保金の納付事由
 - 4 国庫帰属事由及びその発生年月日
- ② 前項の規定による通報を受けた歳入歳出外現金出納公務員は、政府保管金に関する法律⁽⁷⁾で定めるところにより、当該担保金の国庫帰属に必要な措置を行った後、検察官にその結果を遅滞なく通報しなければならない。

附則 (略)

別表

特定禁止区域 (第2条関連)

- 1 大韓民国東海⁽⁸⁾のうち、次に掲げる各点を順次に結んだ線により囲まれた排他的経済水域
 - イ 北緯 38 度 37 分 01.13 秒 (東京測地系における北緯 38 度 36 分 51 秒) と陸岸 (島ではない陸地の海岸線をいう。以下この表において同じ。) との交点
 - ロ 北緯 38 度 37 分 00.78 秒 (東京測地系における北緯 38 度 36 分 51 秒) 東経 131 度 59 分 50.76 秒 (東京測地系における 132 度 00 分) の点
 - ハ 北緯 38 度 15 分 09.93 秒 (東京測地系における北緯 38 度 15 分) 東経 131 度 59 分 50.78 秒 (東京測地系における東経 132 度 00 分) の点
 - ニ 北緯 38 度 15 分 07.33 秒 (東京測地系における北緯 38 度 15 分) と陸岸との交点
- 2 大韓民国西海⁽⁹⁾のうち、次に掲げる各点を順次に結んだ線により囲まれた排他的経済水域
 - イ 北緯 38 度 03 分 10.44 秒 (東京測地系における北緯 38 度 03 分) と陸岸との交点
 - ロ 北緯 38 度 03 分 09.80 秒 (東京測地系における北緯 38 度 03 分) 東経 123 度 59 分 53.40 秒 (東京測地系における 124 度 00 分) の点
 - ハ 北緯 37 度 30 分 10.04 秒 (東京測地系における北緯 37 度 30 分) 東経 123 度 59 分 53.41 秒 (東京測地系における東経 124 度 00 分) の点
 - ニ 北緯 37 度 30 分 10.04 秒 (東京測地系に

(7) 「정부보관금에 관한 법률」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0648&PROM_DT=20091229&PROM_NO=09826〉

(8) 日本海を指す。

(9) 黄海を指す。

おける北緯 37 度 30 分) 東経 124 度 29 分 53.25 秒 (東京測地系における東経 124 度 30 分) の点

ホ 北緯 37 度 10 分 10.18 秒 (東京測地系における北緯 37 度 10 分) 東経 124 度 29 分 53.26 秒 (東京測地系における東経 124 度 30 分) の点

へ 北緯 37 度 10 分 22.83 秒 (東京測地系における北緯 37 度 10 分) と陸岸との交点

3 国際航海に利用される大韓海峡⁽¹⁰⁾を構成する水域の場合には、「領海及び接続水域法」第 2 条の規定による基線からいかなる点をとるときにも該当基線上の最も近い点からの距

離が 12 海里である線までの水域のうち排他的経済水域

4 漁業資源の主たる産卵又は棲息の場所であって漁業資源の保護又は漁業調整のために海洋水産部令で定める水域

イ 北緯 38 度 36 分 51 秒と陸岸との交点

ロ 北緯 38 度 36 分 51 秒東経 132 度 00 分の点

ハ 北緯 38 度 15 分東経 132 度 00 分の点

ニ 北緯 38 度 15 分と陸岸との交点

(ふじわら なつと)

(きくち ゆうじ)

(10) 対馬海峡西水道を指す。

海洋科学調査法

해양과학조사법

(一部改正 2013.8.13 法律第 12091 号 施行日 2013.11.14)

菊池 勇次訳

(本稿は、海外立法情報課が翻訳を依頼したものである。)

【目次】

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 3 条)
- 第 2 章 外国人等の海洋の科学的調査 (第 4 条～第 19 条)
- 第 3 章 大韓民国国民の海洋の科学的調査 (第 20 条～第 23 条)
- 第 4 章 罰則 (第 24 条～第 25 条)
- 附則 (略)

象を研究して明らかにするため、海底、その下、上部水域及び隣接大気を対象とする調査又は探査等の行為をいう。

2 「外国人」とは、次の各目に掲げるいずれかに該当する者をいう。

イ 大韓民国の国籍を有しない者（「国籍法」の規定による複数国籍者⁽²⁾を含む。）

ロ 外国の法律に基づいて設立された法人（第 3 号ロただし書の規定による法人を含む。）

ハ 外国政府

3 「大韓民国国民」とは、次の各目のいずれかに該当する者をいう。

イ 大韓民国国籍を有する者（「国籍法」の規定による複数国籍者を除く。）

ロ 大韓民国の法律に基づいて設立された法人。ただし、外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人又はその法人の株式若しくは資本の 2 分の 1 以上を外国人が所有している法人を除く。

4 「管轄海域」とは、次の各目のいずれかに該当する海域をいう。

イ 「領海及び接続水域法」の規定による内水及び領海⁽³⁾

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法律⁽¹⁾は、外国人又は国際機関が実施する海洋の科学的調査の手続を定め、大韓民国国民、外国人又は国際機関が実施した海洋の科学的調査の成果物である調査資料の効率的な管理及び公開を通じ、海洋科学技術の振興に貢献することを目的とする。

第 2 条 (定義)

この法律において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

1 「海洋の科学的調査」とは、海洋の自然現

(1) 「해양과학조사법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0668&PROM_DT=20130813&PROM_NO=12091〉以下、インターネット情報は 2014 年 2 月 6 日現在である。

(2) 「国籍法」では、出生その他この法律の規定により大韓民国国籍と外国国籍を共に持つことになった者を複数国籍者と規定し、通常は、満 20 歳になる前に複数国籍者になった者については満 22 歳になる前までに、満 20 歳以降に複数国籍者になった者については 2 年以内に国籍を選択しなければならないと規定している。

「국적법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1295&PROM_DT=20100504&PROM_NO=10275〉

(3) 「領海及び接続水域法」の規定によれば、領海とは、基線（海岸の低潮線又は大統領令で定める起点を結ぶ直線）から外側 12 海里までの水域（大統領令で別の定めがある場合を除く）であり、基線よりも陸地側にある水域を内水という。「영해 및 접속수역법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1297&PROM_DT=20110404&PROM_NO=10524〉

ロ 「排他的経済水域法」の規定による排他的経済水域

ハ 大韓民国が主権的権利及び管轄権を行使する大陸棚

5 「調査資料」とは、海洋の科学的調査を通じて得た基礎資料及び試料をいう。

6 「基礎資料」とは、現場で得た資料のうち、利用者が普遍的に使用できるよう整理された資料並びにその資料の解釈及び評価において必要となる関連情報をいう。

第3条（適用範囲）

この法律は、海洋鉱物資源の開発事業に関する調査又は探査等については、適用しない。

第2章 外国人等の海洋の科学的調査

第4条（海洋の科学的調査の実施原則）

外国人又は国際機関（以下「外国人等」という。）が海洋の科学的調査を実施する場合には、次の各号に掲げる原則に従う。

- 1 平和的目的のためにのみ実施すること
- 2 海洋に対する他の適法な利用を不当に妨害しないこと
- 3 海洋の科学的調査に関連する国際協約に合致する科学的な方法又は手段により実施すること
- 4 海洋環境の保護及び保全のための関連国際協約に違反しないこと

第5条（国際協力の推進）

- ① 海洋水産部長官は、相互利益に基づいて海洋の科学的調査の国際交流を推進するため必要な施策を策定しなければならない。
- ② 海洋水産部長官は、海洋の科学的調査を実

施する外国人等が要請する場合には、関係中央行政機関の長と協議し、船舶の入港及び出港の便宜を提供し、又は安全水域の保護等に必要な措置をとることができる。

第6条（領海における海洋の科学的調査に対する許可）

- ① 大韓民国の領海において海洋の科学的調査を実施しようとする外国人等は、海洋水産部長官の許可を受けなければならない。
- ② 前項の許可を受けようとする外国人等は、海洋の科学的調査実施予定日の6月前までに大統領令で定める事項を含む調査計画書（以下「調査計画書」という。）⁽⁴⁾を、外交部長官を経由して海洋水産部長官に提出しなければならない。
- ③ 海洋水産部長官は、前項の許可の申請があった場合には、関係中央行政機関の長と協議し、その申請日から4月以内に許可する可否かについて決定し、遅滞なく、その決定事項を申請人に通知しなければならない。

第7条（排他的経済水域又は大陸棚における海洋の科学的調査に対する同意）

- ① 大韓民国の排他的経済水域又は大陸棚において海洋の科学的調査を実施しようとする外国人等は、海洋水産部長官の同意を得なければならない。
- ② 前項の同意を得ようとする外国人等は、海洋の科学的調査実施予定日の6月前までに調査計画書を、外交部長官を経由して海洋水産部長官に提出しなければならない。
- ③ 海洋水産部長官は、前項の同意の申請があった場合には、関係中央行政機関の長と協議し、その申請日から4月以内に同意する可否かについて決定し、遅滞なく、その決定事

(4) 施行令別表1参照。

項を申請人に通知しなければならない。

- ④ 海洋水産部長官は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、第1項の規定による同意を拒否することができる。
- 1 調査計画書の内容が、大韓民国国民又は大韓民国国家機関（以下「国民等」という。）が遂行する海洋資源の探査及び開発に直接的な影響を及ぼす場合
 - 2 調査計画書の内容に大陸棚の掘削、爆発物の使用又は海洋環境に有害な物質の投入に関する事項が含まれている場合
 - 3 調査計画書の内容に人工島、設備又は構造物を建造し、使用及び運用する事項が含まれている場合
 - 4 調査計画書の内容が不明確であり、又は関連国内法若しくは国際協約に違反する場合
 - 5 国民等の海洋の科学的調査を正当な理由なく拒否する国の国家機関又は国民が調査計画書を提出する場合
 - 6 調査計画書の内容が第4条の規定による海洋の科学的調査の実施原則に違反する場合
 - 7 海洋の科学的調査の同意の申請を行った外国人等が、この法律の規定により実施した他の海洋の科学的調査について大韓民国に対する義務を履行しなかった場合

第8条（共同調査の許可等）

- ① 外国人等及び国民等が内水を除く管轄海域において共同で海洋の科学的調査（以下この条において「共同調査」という。）を実施しようとする場合には、外国人等又は共同調査に参加する国民等は、第6条第1項の規定による許可又は第7条第1項の規定による同意を共同で受けなければならない。

- ② 前項の共同調査の許可又は同意に関しては、第6条第2項、第3項又は第7条第2項から第4項までの規定を準用する。ただし、共同調査に参加する国民等が海洋水産部長官に調査計画書を提出する場合には、外交部長官を経由することを要しない。

第9条（条件付許可等）

海洋水産部長官は、第6条から第8条までの規定による許可又は同意には、条件を付し、又は負担を課することができる。

第10条（外国人等の義務）

- ① 第6条から第8条までの規定による許可又は同意を受けた外国人等は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。ただし、海洋水産部長官は、共同調査に参加する国民等が第21条第2項の規定による義務を履行する場合には、共同調査に参加する外国人等について第3号の規定による義務を免除することができる。
- 1 海洋の科学的調査に海洋水産部長官が指定する者の参加を保障すること。
 - 2 海洋の科学的調査が終了した後、大統領令で定めるところにより⁽⁵⁾、調査結果報告書を提出すること。
 - 3 海洋の科学的調査により得たあらゆる調査資料を提出し、該当資料を利用することができる機会を提供すること。
 - 4 海洋水産部長官が要請する場合には、調査資料及び調査結果を分析及び評価した記録を提供し、及びその他必要な支援を行うこと。
 - 5 調査計画書の内容のうち大統領令で定める重大な事項⁽⁶⁾が変更された場合には、その変更内容を直ちに通報すること。

(5) 施行令第7条参照。

(6) 施行令第9条参照。

- 6 海洋の科学的調査に使用する設備又は装
備に識別表示及び警告信号表示を付けるこ
と。
 - 7 船舶の通行が頻繁な主要航路に海洋の科
学的調査に使用する設備又は装備を設置し
ないこと。
 - 8 海洋の科学的調査を終了し、又は第12条
第2項の規定により海洋の科学的調査が中
止された場合には、海洋の科学的調査のた
めに設置及び使用した設備又は装備を撤去
すること。
 - 9 海洋の科学的調査の結果から発生する利
益について公平な共有を保障すること。
- ② 海洋水産部長官は、外国人等が第1項の規
定による義務を履行しなかったときは、その
外国人等が所属する国及び国際機関の長に義
務の履行を求めることができる。

第11条（調査資料の公開及び譲渡制限等）

- ① 海洋水産部長官は、外国人等が実施した海
洋の科学的調査の結果により得た調査資料及
び調査結果が大韓民国の国民に重大な影響を
及ぼすおそれがあると判断される場合には、
その調査資料及び調査結果の公開及び譲渡の
制限を要求することができる。
- ② 海洋水産部長官は、外国人等が前項の公開
及び譲渡の制限要求に従わない場合には、そ
の外国人等が所属する国及び国際機関の長に
公開及び譲渡の制限に関する措置をとること
を求めることができる。

第12条（海洋の科学的調査の停止及び中止）

- ① 海洋水産部長官は、次の各号のいずれかに
該当する場合には、外国人等の海洋の科学的
調査を停止させることができる。ただし、停
止の事由が解消された場合には、海洋の科学

的調査を再開させることができる。

- 1 海洋の科学的調査が調査計画書に従って
実施されていない場合
 - 2 外国人等が第10条第1項第1号及び第5
号から第7号までの規定による義務を履行
していない場合
 - 3 国防部長官が軍の作戦遂行のため、海洋
水産部長官に海洋の科学的調査の停止を要
請する場合
- ② 海洋水産部長官は、外国人等の海洋の科学
的調査が次の各号のいずれかに該当する場合
には、海洋の科学的調査を中止させることが
できる。
- 1 海洋の科学的調査が第6条から第8条ま
での規定による許可又は同意の範囲を超え
て行われる等、大統領令で定める重大な事
由⁽⁷⁾が発生した場合
 - 2 第1項第2号の規定による義務不履行に
ついて海洋水産部長官が定める是正期間内
に是正しなかった場合
 - 3 関係中央行政機関の長が大韓民国の平和、
秩序維持及び安全保障を理由として、海洋
水産部長官に海洋の科学的調査の中止を要
請した場合
- ③ 第1項の規定による停止または第2項の規
定による中止は、海洋水産部長官が外国人等
に通知したときからその効力が発生する。
- ④ 海洋水産部長官は、前項の通知を行う場合
には、その外国人等が所属する国又は国際機
関の長にも通知しなければならない。

第13条（違法調査）

- ① 関係機関の長は、外国人等が第6条から
第8条までの規定による許可又は同意を受け
ず、海洋の科学的調査を実施している疑いがある場合には、停船、乗船、臨検及び拿捕そ

(7) 施行令第10条参照。

- の他必要な命令又は措置をとることができる。
- ② 関係機関の長は、前項の停船、乗船、臨検及び拿捕その他必要な命令又は措置をとるときは、直ちにその事実を海洋水産部長官に通報しなければならない。

第14条（他の条約との関係）

- ① 大韓民国と締結した条約又は協定により外国政府又は国際機関が実施する海洋の科学的調査は、この法律の規定による許可又は同意を受けたものとみなす。
- ② 前項の規定により海洋の科学的調査を実施する場合には、外国政府又は国際機関は、海洋の科学的調査実施予定日の1月前までに調査計画書を、外交部長官を経由して海洋水産部長官に提出しなければならない。

第15条（緊急調査）

海洋事故及び海洋汚染等の原因を究明するため、政府間の合意によって緊急に実施される国際共同調査は、第6条の規定による許可又は第7条の規定による同意を得たものとみなす。

第15条の2（海洋の科学的調査船舶の寄港許可）

- ① 第6条から第8条までの規定による許可又は同意を得ていない外国人等の海洋の科学的調査船舶が大韓民国の港湾に寄港しようとする場合（台風等、大統領令で定める緊急の事情⁽⁸⁾が発生し、寄港しようとする場合を除く。）には、海洋水産部長官の許可を受けなければならない。ただし、大韓民国と該船舶の船籍国との間に締結された条約又は協定等による別の合意がある場合には、その合意に従う。

- ② 前項の寄港許可を受けようとする外国人等は、寄港予定日の2月前までに大統領令で定める事項を含む寄港計画書⁽⁹⁾を、外交部長官を経由して海洋水産部長官に提出しなければならない。
- ③ 海洋水産部長官は、前項の寄港許可の申請があった場合には、関係中央行政機関の長と協議し、その申請日から1月以内に許可するか否かについて決定し、遅滞なく、その決定事項を申請人に通知しなければならない。

第16条（損害賠償）

外国人等がこの法律の規定による海洋の科学的調査の実施に際して国民等に被害を発生させた場合には、関連国内法及び国際協約の規定により、その損害を賠償しなければならない。

第17条（海洋の科学的調査と関連した権利の発生の不認定）

外国人等は、海洋の科学的調査により得た調査資料を根拠とし、管轄海域の海洋環境又は天然資源の探査及び開発等に関する権利を主張することができない。

第18条（国家非常時等の特例）

外国人等は、海洋の科学的調査を行うときは、国家非常事態に伴う安全保障と関連する大韓民国の権利行使及び海洋の適法な利用行為を不当に妨害してはならない。

第19条 削除

第3章 大韓民国国民の海洋の科学的調査

第20条（海洋の科学的調査の奨励）

(8) 施行令第11条の2第1項参照。

(9) 施行令別表2参照。

- ① 政府は、他の法律に特別の定めがある場合を除き、大韓民国国民が海洋の科学的調査を自由に実施することができるよう保障し、積極的に奨励しなければならない。
- ② 海洋水産部長官は、海洋科学技術の振興のため、調査資料の公開及び提供が円滑に行われるよう、必要な支援措置を策定しなければならない。

第 21 条（調査資料の管理及び公開）

- ① 国家機関又は地方公共団体（以下「国家機関等」という。）の長及び大統領令で定める法人⁽¹⁰⁾の代表者は、国家機関等の予算により実施する海洋の科学的調査により得た調査資料を誠実に管理しなければならない。ただし、必要と認める場合には、調査資料の管理を第 22 条の規定による管理機関に委託することができる。
- ② 前項の国家機関等の長及び法人の代表者は、調査資料を公開し、利用者が基礎資料の提供を要請するときは、その資料を提供しなければならない。この場合には、基礎資料の提供に必要な費用は、利用者に負担させることができる。
- ③ 前 2 項の規定による調査資料の管理、公開又は提供の範囲及び手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める⁽¹¹⁾。

第 22 条（管理機関）

- ① 関係中央行政機関の長は、調査資料の共同活用のため必要と認める場合には、大統領令で定めるところにより⁽¹²⁾、管理機関を指定及び運営することができる。この場合には、関係中央行政機関の長は、海洋の科学的調査と

関連する情報の共有及び円滑な連絡のため、緊密に協力しなければならない。

- ② 前項の管理機関は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 1 第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定により提出された調査結果報告書及び調査資料の管理及び利用者に対する提供
 - 2 第 3 項の規定により収集された調査資料目録の管理及び利用者に対する提供
 - 3 利用者の調査資料利用の便宜を図り、及び利用環境を整備すること
 - 4 その他調査資料の共同活用及び効率的な管理のため、海洋水産部長官が定める事項
- ③ 第 1 項の規定による管理機関の長は、第 21 条第 1 項の規定による国家機関等の長及び法人の代表者に対し、大統領令で定めるところにより⁽¹³⁾、調査資料目録の提供を要請することができる。
- ④ 前項の調査資料目録の提供の要請を受けた国家機関等の長及び法人の代表者は、特別の事由がない限り、その目録を提供しなければならない。

第 23 条（履行勧告）

海洋水産部長官は、正当な事由がない限り、第 21 条の規定による義務を履行しない者に対し、その履行を勧告することができる。

第 4 章 罰則

第 24 条（罰則）

- ① 第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定に違反して、海洋水産部長官の許可を受けずに大韓民国の領海において海洋の科学的調査を実

(10) 施行令第 12 条参照。

(11) 施行令第 13 条第 2 項、第 15 条第 1 項及び同条第 2 項参照。調査資料の管理範囲については、施行令別表 3 参照。

(12) 施行令第 16 条参照。

(13) 施行令第 17 条参照。

施した者は、5年以下の懲役又は2億ウォン以下の罰金に処する。

- ② 第7条第1項又は第8条第1項の規定に違反して、海洋水産部長官の同意を得ずに大韓民国の排他的経済水域又は大陸棚において海洋の科学的調査を実施した者は、1億ウォン以下の罰金に処する。
- ③ 第15条の2第1項の規定に違反して、海洋水産部長官の許可を受けずに大韓民国の港に寄港した外国人等は、1千万ウォン以下の罰金に処する。
- ④ 第1項及び第2項の場合には、海洋の科学的調査に使用された該当船舶、設備、装備及びその調査を通じて得た調査資料を没収する

ことができる。

第25条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第24条第1項から第3項までのいずれかに該当する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人がその違反行為を防止するため、該当業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。

附則（略）

（きくち ゆうじ）

海洋科学調査法施行令

해양과학조사법시행령

(一部改正 2013.11.13 大統領令第 24840 号 施行日 2013.11.14)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人 訳
菊池 勇次 訳

【目次】

第 1 章 総則 (第 1 条)

第 2 章 外国人等の海洋の科学的調査 (第 2 条～第 11 条)

第 3 章 大韓民国国民の海洋の科学的調査 (第 12 条～第 18 条)

附則 (略)

別表 1

別表 2

別表 3

を受けようとする法第 2 条第 2 項イ又はロの規定による外国人は、許可申請書及び調査計画書を当該所属国の政府を経て提出しなければならない。

③ 海洋水産部長官は、許可申請を受けたときは、許可申請書及び調査計画書を未来創造科学部長官、外交部長官、法務部長官、国防部長官、産業通商資源部長官、環境部長官、国土交通部長官、海洋警察庁長、気象庁長、文化財庁長、国立海洋調査院長その他関係中央行政機関の長に送付し、その許可の可否に関し協議しなければならない。

④ 海洋水産部長官は、法第 6 条第 3 項の規定により許可を行うときは、次の各号に掲げる事項が含まれた許可書を当該許可申請者に交付し、当該事実を第 3 項の規定による関係中央行政機関の長に通報しなければならない。

- 1 調査機関の名称及び調査責任者
- 2 調査船舶の名称
- 3 調査海域
- 4 調査期間
- 5 法第 9 条の規定による条件又は負担
- 6 発給部署の名称及び電話番号

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この施行令⁽¹⁾は、海洋の科学的調査法 (以下「法」という。)において委任された事項及び当該事項に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 章 外国人等の海洋の科学的調査

第 2 条 (大韓民国領海における調査に対する許可手続等)

- ① 法第 6 条第 2 項の規定により調査計画書に含まれなければならない事項は、別表 1 に掲げるとおりとする。
- ② 法第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により海洋の科学的調査の許可 (以下「許可」という。)

第 3 条 (排他的経済水域又は大陸棚における調査に対する同意手続等)

- ① 法第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定による大韓民国の排他的経済水域又は大陸棚における海洋の科学的調査に対する同意手続に関して

(1) 「해양과학조사법시행령」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=B3382&PROM_DT=20131113&PROM_NO=24840〉以下、インターネット情報は、2014 年 2 月 6 日現在である。

- は、第2条の規定を準用する。この場合において「許可」はそれぞれ「同意」と読み替える。
- ② 前項の規定により同意申請書及び調査計画書の送付を受けた関係中央行政機関の長は、2か月以内にその同意可否に関する意見を海洋水産部長官に通報しなければならない。
- ③ 海洋水産部長官が法第7条第3項の規定により同意を拒否するときは、その拒否事由を明示し、当該同意申請者に通報しなければならない。

第4条（共同調査の許可又は同意手続等）

- ① 法第8条第1項の規定による共同調査の許可又は同意に関しては、第2条又は第3条の規定をそれぞれ準用する。
- ② 法第8条第2項の規定により共同調査に参加する外国人等又は国民等が共同調査に関する調査計画書を提出するときは、共同調査に参加する当事者間に調査資料の配分及び調査結果の処理に関する事項が含まれる合意書を添付しなければならない。

第5条（許可書又は同意書の備付け）

第2条から第4条までの規定により許可書又は同意書を交付された外国人等は、交付された許可書又は同意書を常時調査船舶内に備え付け、関係公務員が要求するときは、これを提示しなければならない。

第6条（参加結果報告）

法第10条第1項第1号の規定により、海洋水産部長官が指定し、外国人等の海洋の科学的調査に参加する大韓民国国民（以下「指定調査参加者」という。）は、次の各号に掲げる業務を遂行し、海洋水産部令⁽²⁾で定めるところにより、その結果を報告しなければならない。

- らない。
- 1 海洋の科学的調査に関連した技術習得及び情報収集
 - 2 海洋の科学的調査の進行状況の点検
 - 3 獲得した調査資料の把握
 - 4 許可又は同意を得た調査計画書に基づく海洋の科学的調査を遂行しているかどうかの確認
 - 5 停止又は中止命令を履行しているかどうかの確認
 - 6 法第10条第1項第6号から第9号までの規定の履行状況の確認
 - 7 その他海洋水産部長官が定める事項

第7条（調査結果報告書）

- ① 法第10条第1項第2号の規定による調査結果報告書は、予備報告書と最終報告書に区分する。
- ② 外国人等は、調査終了後、3か月以内にハンゲル及び英語で作成された予備報告書各5部を海洋水産部長官に提出しなければならない。
- ③ 前項の規定による予備報告書には、次の各号に掲げる事項が含まれていなければならない。
- 1 政府間海洋学委員会において定めた様式による海洋調査報告（航跡図を含む。）
 - 2 法第6条第2項、法第7条第2項又は法第8条第1項の規定により提出された調査計画書と相違して実行された事項
 - 3 航海日誌及び調査日誌の写本
- ④ 外国人等は、調査終了後、2年以内にハンゲル及び英語で作成された最終報告書5部を海洋水産部長官に提出しなければならない。
- ⑤ 海洋水産部長官は、第2項及び前項の規定により予備報告書及び最終報告書の提出を受けたときは、遅滞なく法第22条第1項の規

(2) 「해양과학조사법시행규칙」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=D2564&PROM_DT=20130324&PROM_NO=00001〉

定により指定した管理機関（以下「管理機関」という。）に移管しなければならない。

第8条（調査資料の提出）

- ① 外国人等は、法第10条第1項第3号の規定による調査資料を、調査終了後2年以内に海洋水産部長官が定めるところにより提出しなければならない。
- ② 海洋水産部長官は、前項の規定により提出された調査資料を管理機関に移管しなければならない。

第9条（調査計画書の重大な変更）

法第10条第1項第5号における「大統領令で定める重大な事項が変更されたとき」とは、別表1第1号ロからホまで、第2号ロ・ニ・ホ、第3号イ、第5号イ及び第8号の規定による変更をいう。ただし、当該変更事項が第10条各号のいずれかに該当する場合を除く。

第10条（海洋の科学的調査の重大な変更）

法第12条第2項第1号における「大統領令で定める重大な事由」とは、許可又は同意を得た範囲を超えて次の各号に掲げる行為を行うことをいう。

- 1 天然資源の探査及び開発に直接的な影響を及ぼす活動
- 2 大陸棚掘削、爆発物の使用又は海洋環境に有害な物質の投入
- 3 人工島、設備又は構造物の建造、使用又は運営
- 4 調査海域外の海域における海洋の科学的調査
- 5 以前に実施した海洋の科学的調査に関連して大韓民国に対する義務を履行しなかった事実のある調査機関又は後援機関の海洋

の科学的調査への参加

第11条（停止事実等の通報）

- ① 海洋水産部長官は、法第12条の規定により、外国人等に対する海洋の科学的調査の停止、中止又は停止の解除（以下この条において「停止等」という。）を行ったときは、直ちにその事実を関係中央行政機関の長及び指定調査参加者に通報しなければならない。この場合において、関係中央行政機関の長は、直ちに当該停止等の事実を関係機関の長に通報しなければならない。
- ② 前項後段の規定により停止等の事実の通報を受けた関係機関の長は、停止命令又は中止命令の履行状況を確認し、停止命令又は中止命令が履行されていないときは、関係法令の規定により適切な措置を講じなければならない。

第11条の2（海洋科学調査船舶の寄港許可）

- ① 法第15条の2第1項本文において「台風等大統領令で定める緊急の事情」とは、次の各号のいずれかに該当する事情をいう。
 - 1 台風等による天候悪化の場合
 - 2 海洋事故を避ける場合
 - 3 その他第1号又は第2号に準ずる緊急の事情と認められる場合
- ② 法第15条の2第2項の規定により海洋の科学的調査寄港計画書に含まなければならない事項は、別表2に掲げるとおりとする。

第3章 大韓民国国民の海洋の科学的調査

第12条（調査資料の管理及び公開）

法第21条第1項における「大統領令で定める法人」は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 特定研究機関育成法⁽³⁾の適用を受ける研

(3) 「특정연구기관 육성법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0671&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690〉

究機関

- 2 教育法の規定による大学
- 3 その他民法又は他の法律の規定により設立された海洋科学分野の非営利法人

第 13 条（調査資料の管理範囲等）

- ① 法第 21 条第 3 項の規定による調査資料の管理範囲は、別表 3 に掲げるとおりとする。
- ② 法第 21 条第 1 項の規定による国の機関等の長及び法人の代表者（以下「国の機関等の長及び法人の代表者」という。）は、調査資料を次の各号に掲げる方法で管理しなければならない。
 - 1 基礎資料は電算化して永久保存し、自然災害又は人為的な事故に備えて安全な場所に保管しなければならない。ただし、基礎資料の特性上、電算化が不適切な場合は、電算化しないこともできる。
 - 2 試料は、自然的価値又は再使用価値が大きいものとそうでないものに区分して管理しなければならない。ただし、他の法律の規定により特別な規定があるときは、その限りでない。

第 14 条（管理委託）

- ① 国の機関等の長又は法人の代表者が調査資料を管理機関に委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項を含む委託書を添付しなければならない。
 - 1 委託機関名
 - 2 委託対象資料の目録
 - 3 委託対象資料に関連した情報
- ② 前項の規定により調査資料の管理を委託された管理機関は、調査資料を誠実に管理し、委託機関の長が要請するときは、委託資料の優先使用及び委託資料提供費用の軽減等、必要な措置を講じなければならない。

第 15 条（調査資料の公開等）

- ① 法第 21 条第 2 項の規定による調査資料の公開及び基礎資料の提供は、第 13 条第 1 項の規定による調査資料を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は公開しない。
 - 1 他の法律の規定により公開が制限された場合
 - 2 国の機関等の長及び法人の代表者が年次別事業終了後、3 年以内の期間を定めて調査資料の公開を制限する場合
 - 3 その他関係省庁の長が、調査資料の公開が国の安全保障にとって不適切と認め、一定期間公開を制限する場合
- ② 国の機関等の長及び法人の代表者は、利用者の便宜及び海洋の科学的調査に参加した者の優先的な使用等を考慮し、管理する調査資料の公開、提供手続等に関する事項を定めなければならない。

第 16 条（管理機関の指定等）

- ① 関係省庁の長が法第 22 条第 1 項の規定により管理機関に指定することができる機関は、海洋の科学的調査を実施する次の各号のいずれかに該当する機関でなければならない。
 - 1 国の機関
 - 2 特定研究機関育成法の適用を受ける研究機関
- ② 関係省庁の長が法第 22 条第 1 項の規定により管理機関を指定するときは、その事実を公告しなければならない。

第 17 条（調査資料目録）

- ① 法第 22 条第 3 項の規定による調査資料目録の提供要請は、海洋の科学的調査が含まれる事業の年次別事業が終了した調査資料を対象とし、その回数は年 4 回以内とする。

- ② 国の機関等の長又は法人の代表者が第1項の規定により調査資料目録の提供要請を受けたときは、2か月以内に当該管理機関にこれを提出しなければならない。ただし、年次別事業終了後10か月が経過していないときは、その期間は提出を留保することができる。
- ③ 調査資料目録の内容及び形式は、未来創造科学部長官が関係省庁の長と協議して定める。
- ④ 管理機関の長は、第2項の規定により提供された調査資料目録を遅滞なく他の管理機関に配布しなければならない。

第18条（履行勧告）

未来創造科学部長官は、法第23条の履行勧告をしようとするときは、事前に調査資料の管理現況及び公開・提供実績を調査し、その結果を斟酌しなければならない。

附則（略）

別表1

調査計画書に含まれるべき事項（第2条第1項関連）

1 一般事項

イ 調査計画書の提出者

- (1) 船名、(2) 所属、(3) 職位、(4) 住所、(5) 電話番号、ファックス番号及びテレックス番号

ロ 調査機関

- (1) 名称、(2) 代表者の氏名、(3) 住所、(4) 電話番号、ファックス番号及びテレックス番号、(5) 機関に関する説明

ハ 調査責任者

- (1) 氏名、(2) 所属、(3) 職位及び職責、(4) 住所、(5) 電話番号、ファックス番号及びテレックス番号、(6) 国籍、(7) 出生地、(8) 生年月日、(9) 旅券番号

ニ 後援機関

- (1) 名称、(2) 代表者の氏名、(3) 住所、(4) 後援する内容

ホ 第三国の参加に関する事項

- (1) 国名、(2) 参加目的、(3) 参加する内容

ヘ 調査計画策定時に参加する大韓民国の科学者

- (1) 氏名、(2) 所属、(3) 職位、(4) 住所、(5) 電話番号及びファックス番号

ト 大韓国内の代理人に関する事項

- (1) 名称、(2) 事務所の所在地及び電話番号、(3) 代表者の氏名及び電話番号

2 調査事業に関する事項

イ 事業の名称、ロ 目的、ハ 性格、ニ 調査項目、ホ 事業期間、ヘ 調査結果の管理及び活用計画、ト 既存の調査事業現況及び今後の計画、チ 既存の調査資料現況

3 調査方法及び手段に関する事項

イ 調査船舶

- (1) 名称、(2) 国籍、(3) 所有者、(4) 運営者、(5) 総トン数、(6) 純トン数、(7) 推進方式、(8) 巡航速度、(9) 最大速度、(10) 全長、(11) 最大喫水、(12) 呼出番号、(13) 国際無線周波数、(14) 電話番号、(15) ファックス番号

ロ 船長及び乗務員

- (1) 船名、(2) 国籍、(3) 出生地、(4) 生年月日、(5) 職責、(6) 船員手帳番号

ハ 乗船科学者及び同乗者

- (1) 船名、(2) 国籍、(3) 出生地、(4) 生年月日、(5) 所属、職位及び職責、(6) 調査船における任務、(7) 旅券番号

ニ 船舶に装着する調査装備

- (1) 名称、(2) 装着位置、(3) 用途、(4) 使用方法

ホ 船舶が加入した保険の種類及び責任限度

- ヘ 航空機、潜水艇及び小型船舶
 - (1) 名称、(2) 搭乗（乗船）人員、(3) 巡航速度、(4) 最大速度、(5) 航続距離、(6) 潜行

水深

ト 調査項目及び使用装備

調査項目	使用装備 (機器及び設備を含む)	使用方法

チ 爆発物の使用

(1) 種類及び商品名、(2) 化学成分、(3) 体積及び重量、(4) 爆発力

リ 有害物質の使用

(1) 種類、(2) 化学成分、(3) 体積及び重量、(4) 使用目的及び場所

ヌ 海底掘削

(1) 使用装備、(2) 掘削目的及び位置、(3) 期間

4 設備及び装備に関する事項

イ 設備

(1) 名称、(2) 設置位置及び水深、(3) 設置日、(4) 稼働日、(5) 撤去日、(6) 使用方法

ロ 装備

(1) 名称、(2) 設置位置及び水深、(3) 設置日、(4) 稼働日、(5) 使用方法

5 調査海域に関する事項

イ 調査海域の地理的座標及び図面

ロ 定線及び定点の地理的座標、航跡図及び調査日程

ハ 定線及び定点別の調査方法

ニ 航海の安全のための措置

ホ 海洋環境保全のための措置

6 航海に関する事項

イ 調査海域に進入する直前の寄港地及び出港日時

ロ 調査海域撤収後の最初の寄港地及び入港日時

ハ 大韓国内の寄港地及び入出港日時

ニ 管轄海域への最初の進入予定日時及び最終退去予定日時

7 調査結果の利用に関する事項

イ 予備報告書の提出予定日

ロ 最終報告書の提出予定日

ハ 基礎資料の提供予定日及び提供方法

ニ 試料

(1) 提供予定日、(2) 提供方法、(3) 利用方法、(4) 評価及び解析の支援方法

ホ 研究結果の国際的活用方法

8 大韓民国の参加に関する事項

イ 乗船人員数

ロ 乗下船場所及び日時

別表 2

海洋の科学的調査の寄港計画書に含まれるべき事項 (第 11 条の 2 第 2 項関連)

1 調査船舶に関する事項

イ 調査船舶

(1) 名称、(2) 国籍、(3) 所有者、(4) 運営者、(5) 総トン数、(6) 純トン数、(7) 推進方式、(8) 巡航速度、(9) 最大速度、(10) 全長、(11) 最大喫水、(12) 呼出番号、(13) 国際無線周波数、(14) 電話番号、(15) ファックス番号、(16) 船舶の写真

ロ 船長及び乗務員

(1) 船名、(2) 国籍、(3) 出生地、(4) 生年月日、(5) 職責、(6) 船員手帳番号

ハ 乗船科学者及び同乗者

(1) 船名、(2) 国籍、(3) 出生地、(4) 生年月日、(5) 所属、職位及び職責、(6) 調査船における任務、(7) 旅券番号

ニ 船舶に装着する調査装備

(1) 名称、(2) 装着位置、(3) 用途

2 調査船舶の入出港に関する事項

イ 入港予定港

ロ 入港予定日及び出港予定日

ハ 接触予定の大韓民国国民

ニ 寄港事由

ホ 調査実施予定地又は実施地域

ヘ 調査目的及び内容

ト 出港地から入港予定港までの予想航路

チ 船舶内の有害物質及び保管状態

別表 3

調査資料の管理範囲（第 13 条第 1 項関連）

- 1 物理海洋項目：水温、塩分、海流、潮流、潮汐、波浪、海面変化、海水の光学的特性及び水中音響
- 2 化学海洋項目：水素イオン濃度、溶存酸素、生物学的酸素要求量、化学的酸素要求量、溶存栄養塩類、粒子性浮遊物、微量金属及び無機物、放射性核種、有機化合物、石油及び関連化学物質、有機塩素系化合物、溶存気体、核酸抽出物、その他毒性及び汚染物質
- 3 生物海洋項目：基礎生産力、クロロフィル及び色素類、海洋微生物、プランクトン、底

棲生物、付着生物、魚卵及び稚仔魚、有用動物、鳥類、海洋爬虫類、海洋ほ乳類

- 4 地質海洋及び地球物理項目：水深及び海底地形、地磁気及び古地磁気、重力、地震及び弾性波探査、海底面映像、層序堆積、試錐試料及び海底表層試料分析（古生物、地化学、鉱物及び年代測定資料を含む。）、浮遊堆積物、海岸線情報
- 5 気象海洋項目：気温、気圧、風速、風向、降水量、日射量、雲量、視界、湿度、大気組成物質
- 6 その他海洋水産部長官が海洋科学研究に必要と判断して定める項目

(ふじわら なつと)

(きくち ゆうじ)